第

4 2 6 2

뭉

アスクラ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 6月 16日 木曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

資産税に係る震災特例

◇: 資産税に係る震災特例があるとか。ど のような内容なのですか?

A:次のような内容です。

【解説】

震災特例で資産税に関するものは、次のもの です。

①土地等及び非上場株式の価額

平成23年3月10日以前に相続又は贈与によ り取得した財産に係る相続税又は贈与税で 同月11日以後にその申告期限が到来するも のについて、指定地域内の土地等及び一定の 非上場株式等の価額を東日本大震災の発生 直後の価額とすることができることとする とともに、その申告期限を別に定める日まで 延長する。

②住宅取得等資金の贈与

平成22年1月1日から平成23年3月10日ま での間に住宅取得等資金の贈与を受けて住 宅用家屋の新築等をした者が、東日本大震災 によりその住宅用家屋が滅失等をしたこと によってその居住の用に供することができ なかったときは、居住の用に供することを要 件としない。同じく、東日本大震災に起因す るやむを得ない事情によりその住宅用家屋 を同年12月31日までにその居住の用に供す ることができなかったときは、その居住期限 を平成24年12月31日まで延長する。

また、平成24年3月15日までに新築等ができ なかったときでも、贈与税に係る住宅特例の 適用を受けることができ、その新築等の期限 を平成25年3月15日まで延長する。







